

転入のご案内

下記の項目に該当のある方は各課で手続きをお願いします。詳しくは、各窓口におたずねください。

区分	該当	対 象	手続き	必要なもの	受付窓口			
					担当課			
住所・戸籍	☐	印鑑登録をする方	印鑑登録 ※印鑑の登録を代理人(同じ世帯の方の手続きも委任状が必要です)が手続きする場合はお問合せください。	・登録したい印鑑 ・本人確認書類(官公庁発行顔写真付き)	① 市民課	1階		
	☐	マイナンバーカードをお持ちの方	住所変更の届出	・マイナンバーカード				
医療	☐	国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入手続き※転入後14日以内に手続きをしてください。	・本人確認書類	② 国保医療課			
	市民課の手続後に「国民健康保険」の番号札をお取りください							
	☐	後期高齢者医療制度に加入している方	転入の手続き	・負担区分証明書(県外からの転入のみ)				
	市民課の手続後に「後期高齢者医療制度」の番号札をお取りください							
	☐	医療費助成	子ども医療 (0歳～18歳到達年度末まで)	医療受給者証の交付手続き			・マイナ保険証または資格確認書(子)	
	☐		母子家庭等医療	詳しくは係におたずねください。				
	☐		障害者医療	医療受給者証の交付手続き			・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・マイナ保険証または資格確認書	
	☐		精神障害者医療	医療受給者証の交付手続き			・精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療受給者証等 ・マイナ保険証または資格確認書	
	☐		転入に伴い世帯構成が変更になった方 (75歳以上の方)	後期高齢者福祉医療の手続き。75歳以上のひとり世帯になった方がいる世帯は医療費助成を受けられる場合があります。また、75歳以上のひとり世帯ではなくなったときは受給資格がなくなる場合があります。詳しくは係におたずねください。				
	市民課の手続後に「医療費助成」の番号札をお取りください							
	年金	☐	年金	国民年金に加入中で 20歳～60歳の方			住所変更の手続き	・基礎年金番号のわかるもの ・マイナンバー(個人番号)を確認できるもの ・本人確認書類
		海外からの転入で、 国民年金に加入する方		国民年金加入手続き			・基礎年金番号のわかるもの(お持ちの方) ・パスポート	
		市民課の手続後に「国民年金」の番号札をお取りください						
高齢者	☐	介護保険	65歳以上の方	後日被保険者証を郵送しますので、窓口にお越しいただく必要はございません。				
	要介護認定等を受けている方(認定申請中の方を含む)		要介護認定・要支援認定申請 ※異動後14日以内に 手続きをしてください。引続き同じ認定区分でサービスを受けることができます。	・転入前の市区町村で発行された介護保険受給資格証明証				
	☐		※知立市内の介護保険施設等に住民登録された方は、前住所地が保険者となりますので、窓口にお越しいただく必要はございません。					
	☐	転入に伴い世帯構成が変更になった方(65歳以上の方)	高齢者在宅福祉サービスや介護保険施設サービスの食費・居住費の負担限度額認定の手続き。65歳以上のひとり世帯になった方は手続きができる場合があります。また、転入に伴いサービス等が受けられなくなる場合もあります。詳しくは係におたずねください。					

区分	該当	対 象	手続き	必要なもの	受付窓口	
					担当課	
税金	☐	原付、小型特殊をお持ちの方	・市民課の手続き後に登録住所の変更手続きをしてください。	【前市区町村で廃車の手続き済】 ・届出者の本人確認書類 ・廃車証明書 【前市区町村で廃車手続きをしていない】 ・届出者の本人確認書類 ・ナンバープレート ・標識交付証明書	④ 税務課	1 階
	☐	125cc超～250cc以下の軽二輪をお持ちの方	愛知運輸支局 西三河自動車検査登録事務所へお問い合わせください。 豊田市若林西町西葉山46番地 電話 050－(5540)－2047			
	☐	250cc超の小型二輪をお持ちの方	※市役所での手続きは必要ありません。			
	☐	軽自動車をお持ちの方	軽自動車検査協会 愛知主管事務所 三河支所へお問い合わせください。 豊田市若林西町西葉山48番地2 電話 050－(3816)－1772 ※市役所での手続きは必要ありません。			
障がい	☐	障がいの手帳をお持ちの方 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住所変更に伴う手続きをしてください。	・各種手帳 ・マイナンバー(個人番号)を確認できるもの	⑤ 福祉課	
	☐	障がいの手当を受けていた方 ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・経過的福祉手当 ・特別児童扶養手当 ・愛知県在宅重度障害者手当	各種手帳の住所変更に伴う手続きをしてください。	・受給資格者の通帳 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・マイナンバー(個人番号)を確認できるもの ・課税証明書(県外転入で愛知県在宅重度障害者手当のみ) ・その他必要書類等は係におたずねください。		
	☐	自立支援医療 ・更生医療 ・育成医療 ・精神通院医療	住所変更に伴う手続きをしてください。	・各種受給者証 ・マイナンバー(個人番号)を確認できるもの ・マイナ保険証または資格確認書		
	☐	以下の受給者証をお持ちの方 ・障害福祉サービス受給者証 ・通所受給者証 ・地域生活支援受給者証	引き続き利用を希望される方は申請が必要です。	・前市区町村で発行された受給者証等があればお持ちください。		
上下水道	☐	水道・下水道の開始	給水開始届を希望日の3営業日前までに提出してください。インターネット、FAXでも可能です。FAX用の様式はホームページからダウンロードできます。 下水道の使えない区域又は未接続の場合は、下水道は開始されません。		⑩ 水道課	2 階
環境	☐	ごみの出し方について	【資源とごみの分け方出し方ガイドブック】を参考にしてください。ご不明な点がございましたらお尋ねください。	なし	⑦ 環境課	
	☐	し尿(非水洗及び簡易水洗トイレ)の汲み取りを希望する方	申し込み手続きをしてください。	なし		
	☐	し尿(非水洗及び簡易水洗トイレ)の汲み取りをしている世帯に転入の方	世帯人員の変更手続きをしてください。	なし		
	☐	犬を飼っている方	犬の登録事項変更届	・犬の登録鑑札		

区分	該当	対 象	手続き	必要なもの	受付窓口	
					担当課	
こども	☐	児童手当を申請する方	児童手当認定請求	・マイナンバー(個人番号)を確認できるもの ・振込先口座がわかるもの(請求者) ・健康保険資格の確認できるもの(資格確認書等)(請求者)	⑬ こども家庭課	2階
	☐	転入元の自治体で ひとり親手当を受けていた方	児童扶養手当(ひとり親家庭に該当する方)、愛知県遺児手当、知立市遺児手当が受給できる場合があります。詳しくは係におたずねください。			
	☐	18歳以下の子どもがいて ひとり親世帯の方	児童扶養手当(ひとり親家庭に該当する方)、愛知県遺児手当、知立市遺児手当が受給できる場合があります。詳しくは係におたずねください。			
	☐	児童クラブを利用したい方	児童クラブの利用希望・予定の方は申請の手続きが必要です。			
	☐	はぐみんカードの交付	妊婦・年度末時点で18歳以下の子どもを対象に交付します。	・妊娠や子どもの氏名・生年月日がわかるもの	⑫ 支援課	
	☐	保育園に入所を希望する方	詳しくは係におたずねください。	なし		
	☐	私立幼稚園もしくは認可外 保育施設等を利用してる方	施設等利用給付認定(無償化手続)。転入日までに認定申請を行ってください。詳しくは係におたずねください。		⑭ 学校教育課	
	☐	児童生徒の転入 (小学校・中学校)	市民課の手続き終了後に学校の転入学手続きをしてください。「転入学通知書」を発行します。通学していた学校で発行された「在学証明書」「教科用図書給与証明書」と一緒に新たに就学する学校へ提出してください。	なし		
市営住宅	☐	市営住宅への入居	別途ご案内した入居後から20日以内に異動後の住民票をご提出ください。 ※住民票:世帯全員省略なし(番号関係は省略)		⑳ 建築課	4階
	☐	市営住宅への同居	事前の承認が必要です。詳しくは係におたずねください。			

知立市保健センター

知立市桜木町桜木11番地2 TEL:0566-82-8211

☐	就学前の乳幼児	予防接種歴の登録 予診票兼接種券の交付	・母子手帳	知立市 保健センター
☐	妊娠されている方	前住所地の受診票の交換	・マイナンバー(個人番号)を確認できるもの ・前住所地の受診票 ・母子手帳	
☐	予防接種	予診票兼接種券の交付 詳しくは係におたずねください。	・前住所地の予診票兼接種券 ・母子手帳	
☐	65歳以上の予防接種	带状疱疹や肺炎球菌の定期予防接種券の交付ができる場合があります。詳しくは係におたずねください。	・前住所地の予診票兼接種券	

〈口座振替をご利用ください〉

市税や水道料金等の納付は、口座振替で手間と時間を省きましょう。
口座振替の開始は、依頼書を提出した日の翌月分より開始になります。
依頼書は、市役所・金融機関にあります。ご連絡いただければ依頼書を郵送します。
市税は税務課徴収係、介護保険料は長寿介護課介護保険係、後期高齢者医療保険料は国保医療課医療係、水道料金は水道課料金係が担当しています。
詳しくは担当窓口でおたずねください。

＜ 知立市の住民票や税務証明書を郵送請求する場合 ＞

住民票や税務証明書(所得証明書・課税証明書・納税証明書等)が必要になった場合は、窓口での請求の他に、郵送でも請求することができます。

以下のものを 知立市役所市民課 宛てに送付してください。

- ・申請書(申請内容を記載したもの)
- ・本人確認書類の写し
- ・手数料分の定額小為替

住民票(除票)、税務証明書ともに1通につき200円

ただし税務証明書は使用目的によっては無料のものもあります

ので、使用目的を明記してください。

- ・返信用封筒に切手と宛て先を記入したもの

詳しくは知立市役所のホームページでもご覧いただけます。

ご不明な点等ありましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

知立市役所 市民課	(0566) 95-0152 【直通】
	(0566) 83-1111 【代表】